

議案第104号

法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、法令の改正に伴い、関係条例の規定の整備を行う必要があるによる。

法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例

(福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

- (1) 福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号）第1条
- (2) 福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年福岡市条例第58号）第1条

(福岡市市税条例の一部改正)

第2条 福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(福岡市収入証紙条例の一部改正)

第3条 福岡市収入証紙条例（昭和39年福岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「福岡市立学校校舎校庭使用料条例」を「福岡市立学校施設使用料条例」に改める。

(福岡市営住宅条例の一部改正)

第4条 福岡市営住宅条例（平成9年福岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第30条」を「第40条」に改め、同項第2号ウ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な

帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。